

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年7月3日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)

【会社名】 パレモ・ホールディングス株式会社

【英訳名】 PALEMO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福井 正弘

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階

【電話番号】 052(581)6800

【事務連絡者氏名】 取締役管理担当 太田 直人

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階

【電話番号】 052(581)6800

【事務連絡者氏名】 取締役管理担当 太田 直人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期 連結累計期間	第39期 第1四半期 連結累計期間	第38期
会計期間	自 2022年2月21日 至 2022年5月20日	自 2023年2月21日 至 2023年5月20日	自 2022年2月21日 至 2023年2月20日
売上高 (千円)	4,661,290	4,050,474	17,513,597
経常利益 (千円)	165,546	180,032	580,365
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	153,398	174,856	562,003
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	153,398	174,856	562,003
純資産額 (千円)	571,972	1,405,767	1,245,509
総資産額 (千円)	8,967,342	8,607,445	8,769,026
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.83	14.54	46.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	12.67	12.04	41.13
自己資本比率 (%)	6.2	16.2	14.1

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の子会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において報告セグメントを単一セグメントに変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度においては、2022年3月に策定した事業再構築計画に基づき、事業構造改革や経費削減を遂行した結果、営業利益527百万円、経常利益580百万円、親会社株主に帰属する当期純利益562百万円を計上しておりますが、依然として、流動負債合計が流動資産合計を上回る状況が継続しており、金融機関との支援状況によっては資金繰りに重要な懸念が発生する可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在していると認識しております。

この状況を解消すべく、事業再構築計画に基づき赤字店舗の閉店を行い、同時に経費削減策として、人件費の減額、賃料減額の交渉、店舗毎の売上状況に応じた適正な人員配置、店舗費用の効率化及び本部・本社費用の削減などの取り組みを実施しております。各金融機関とは定期的に「事業再構築計画」の進捗について詳細の説明、協議の場を設けるなど、理解を得ながら緊密な関係を維持しております。また、2023年5月12日に実施しましたバンクミーティングにおいて、2023年5月19日を期限としていた借入金のうち、570百万円を各金融機関の融資残高に応じて均等に返済した上で、返済後の融資残高を2024年5月20日まで引き続き維持していただく旨、全金融機関から同意を得ております。

従いまして、今後も計画が達成される限りにおいては、運転資金及び投資資金を十分に賄える状況との認識から、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、ウイズコロナの生活様式の定着や行動制限の撤廃により3年ぶりに各種イベントが開催されるなど、経済活動の正常化による個人消費の増加や、水際対策の緩和を受けたインバウンド需要の急回復もあり、景気は回復基調となりました。その一方で、世界経済の減速の影響から資源価格の高騰は一服したものの、ウクライナ情勢が緊迫化すれば、再び資源価格が高騰する恐れもあり、予断を許さない状況で推移しました。

このような環境の中、当社グループにおきましては、「中期経営計画」(事業再構築計画)の2年目として、安定的な収益の2本柱体制(アパレル、雑貨)を確立するための事業構造改革をさらに推進させるとともに、安定売上確保のための仕入れ・在庫管理を行うガバナンス体制の強化を推し進めております。

当第1四半期連結累計期間におきましては、春先から例年より気温が高めに推移したことや、5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられたことで、外出需要がさらに高まり、経済活動の正常化とともに、客数の回復傾向が一段と進展しました。特にアパレルにおきましては、ワンピース、ブラウスなどの通勤やセレモニー用途の春物販売が好調となり、気温がさらに上昇してからは、天然素材の半袖初夏シーズン商品の需要が高まり、販売の拡大につながりました。一方、雑貨におきましては、300円均一雑貨ショップの「イルーシー300」で、コロナ禍の家ナカ需要の反動から、生活雑貨、衛生商品等を中心に販売が縮小したことで、苦戦傾向となりました。

以上のような状況から、全社の既存店売上高前年比は、99.8%となりました。店舗の出退店におきましては、新規に8店舗を出店し、6店舗を退店した結果、当第1四半期末の店舗数は285店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高40億50百万円(前年同期比13.1%減)、営業利益1億88百万円(前年同期比9.4%増)、経常利益1億80百万円(前年同期比8.8%増)、親会社株主に帰属する四半期純利益は1億74百万円(前年同期比14.0%増)となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間より、当社グループの事業は報告セグメントを単一セグメントに変更しているため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は86億7百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億61百万円減少しました。これは主に、季節的要因による預け金2億45百万円、商品3億10百万円が増加したものの、現金及び預金7億38百万円、退店に伴う差入保証金75百万円が減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債は72億1百万円となり、前連結会計年度末に比べ3億21百万円減少しました。これは主に、借入金5億70百万円の返済によるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は14億5百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億60百万円増加しました。これは主に、当第1四半期純利益の計上に伴う利益剰余金1億74百万円の増加によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財政上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,350,000
A種優先株式	10,000
計	27,360,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年5月20日)	提出日現在 発行数(株) (2023年7月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,051,384	12,051,384	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数100株
A種優先株式	265	265		単元株式数1株(注)
計	12,051,649	12,051,649		

(注) A種優先株式の内容は次の通りであります。

(1) 優先配当

ア 当社は、剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下「A種配当基準額」という。)及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金(後記イにおいて定義される。)の合計額に対し、A種優先配当年率を5.5%として、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)により算出される額(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

イ 累積

A種優先株式発行事業年度以降のある事業年度におけるA種優先株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、A種優先株式1株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記アに基づくA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

ウ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記ア及びイに基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

エ A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \text{調整前 A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種優先株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式(A種優先株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種優先株式数」は、「処分する自己株式(A種優先株式に限る。)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\text{既発行 A種優先株式数} \times \text{調整前 A種配当基準額} + \text{新発行 A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行 A種優先株式数} + \text{新発行 A種優先株式数}}$$

及び に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(2) 残余財産の分配

ア 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の 及び を合計した額(以下「A種残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。

A種配当基準額
A種累積未払配当金

イ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、すべての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額を交付するものとする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

ア 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとし、この場合においては、1株を交付する。

イ 当初取得価額

取得価額は、当初、109円とする。

ウ 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって(株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、係る株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として係る価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、係る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記及びのいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種優先株式の数を通知する。

(7) 株式の併合又は分割等

当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

(8) 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年5月20日		普通株 式 12,051,384 A種優先株式 265		100,000		100,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年2月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 265		A種優先株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式(注)」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,940,400	119,404	
単元未満株式	普通株式 86,884		1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	12,051,649		
総株主の議決権		119,404	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれています。

【自己株式等】

2023年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) パレモ・ホールディングス株式会社	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階	24,100		24,100	0.2
計		24,100		24,100	0.2

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2023年2月21日から2023年5月20日まで)及び第1四半期連結累計期間(2023年2月21日から2023年5月20日まで)に係る四半期連結財務諸表について、五十鈴監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,044,721	2,306,672
売掛金	138,203	204,143
預け金	661,419	906,545
商品	1,455,424	1,765,839
貯蔵品	23,027	23,315
1年内回収予定の差入保証金	250,932	214,537
その他	36,112	70,742
流動資産合計	5,609,841	5,491,797
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	804,369	812,805
工具、器具及び備品(純額)	122,905	118,579
建設仮勘定	220	-
有形固定資産合計	927,494	931,384
無形固定資産		
ソフトウェア	61,895	52,993
その他	541	541
無形固定資産合計	62,436	53,534
投資その他の資産		
投資有価証券	4,800	4,800
長期前払費用	25,782	22,919
差入保証金	2,000,365	1,961,042
繰延税金資産	139,733	145,289
その他	3,984	2,059
貸倒引当金	5,411	5,381
投資その他の資産合計	2,169,253	2,130,729
固定資産合計	3,159,184	3,115,648
資産合計	8,769,026	8,607,445

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	635,889	1,073,259
電子記録債務	1,874,507	1,716,782
設備関係電子記録債務	11,479	22,115
短期借入金	¹ 2,350,000	¹ 1,708,681
1年内返済予定の長期借入金	² 1,137,500	² 1,041,473
未払金	122,515	151,115
未払費用	493,949	483,827
未払法人税等	13,327	3,263
未払消費税等	165,034	80,849
預り金	86,200	94,855
賞与引当金	22,200	45,390
資産除去債務	43,906	43,153
その他	3,056	9,734
流動負債合計	6,959,566	6,474,500
固定負債		
長期借入金	-	167,310
資産除去債務	553,778	550,354
長期未払金	10,171	9,513
固定負債合計	563,950	727,177
負債合計	7,523,516	7,201,677
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,249,217	2,234,642
利益剰余金	1,111,874	937,017
自己株式	5,000	5,023
株主資本合計	1,232,342	1,392,601
新株予約権	13,166	13,166
純資産合計	1,245,509	1,405,767
負債純資産合計	8,769,026	8,607,445

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)
売上高	4,661,290	4,050,474
売上原価	2,188,206	1,921,708
売上総利益	2,473,084	2,128,765
販売費及び一般管理費	2,300,743	1,940,190
営業利益	172,340	188,575
営業外収益		
受取利息	55	4
仕入割引	392	705
債務勘定整理益	787	1,722
物品売却益	1,179	34
貸倒引当金戻入額	1,126	30
補助金収入	1,430	5
その他	233	103
営業外収益合計	5,205	2,606
営業外費用		
支払利息	11,510	11,098
支払手数料	-	30
その他	489	20
営業外費用合計	11,999	11,148
経常利益	165,546	180,032
特別利益		
雇用調整助成金	966	-
特別利益合計	966	-
特別損失		
固定資産処分損	7,116	1,505
減損損失	3,018	3,884
休業手当	739	-
賃貸借契約解約損	4,524	2,078
災害による損失	4,020	-
特別損失合計	19,419	7,468
税金等調整前四半期純利益	147,093	172,564
法人税、住民税及び事業税	3,817	3,263
法人税等調整額	10,122	5,556
法人税等合計	6,305	2,292
四半期純利益	153,398	174,856
親会社株主に帰属する四半期純利益	153,398	174,856

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年2月21日 至2022年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年2月21日 至2023年5月20日)
四半期純利益	153,398	174,856
四半期包括利益	153,398	174,856
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	153,398	174,856
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

(グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社及び連結子会社は、当第1四半期連結会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社グループは、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下の通りです。

	前連結会計年度 (2023年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月20日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	500,000千円	500,000千円

2 財務制限条項

借入金のうち次の金額には純資産及び利益について以下の通り財務制限条項が付されています。

(1)2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年2月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(2)2019年2月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

なお、前連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関から期限の利益の喪失に係る権利の放棄を得ております。

	前連結会計年度 (2023年2月20日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年5月20日)
1年内返済予定の長期借入金	187,500千円	156,853千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産にかかる償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2022年2月21日 至2022年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自2023年2月21日 至2023年5月20日)
減価償却費	54,082千円	53,472千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)

- 1 配当金支払額
該当事項はありません。
- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月18日 定時株主総会	A種優先株式	14,575	55,000	2023年2月20日	2023年5月19日	資本剰余金

- 2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。
- 3 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)

「 当第1四半期連結累計期間(報告セグメントの変更等に関する事項) 」に記載のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)

当社グループは「小売事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは従来、「店舗小売事業」・「FC事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「小売事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、FC(フランチャイズ)事業店舗の解約により店舗数が減少したことで、「FC事業」の売上高及び利益の重要性が乏しくなり、また、当社グループの事業展開、経営資源配分、経営管理体制の実態などの観点から、「小売事業」を一体的な事業と捉えることが合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)
小売事業	4,600,032	4,001,993
アパレル	2,243,700	1,755,122
雑貨	2,160,086	2,038,709
F C	73,775	67,587
E C	122,470	140,575
その他	61,258	48,480
合計	4,661,290	4,050,474

(注)「その他」の区分は、納品代行業務等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年2月21日 至 2022年5月20日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年2月21日 至 2023年5月20日)
(1) 1株当たり四半期純利益	12円83銭	14円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	153,398	174,856
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	153,398	174,856
普通株式の期中平均株式数(株)	11,953,366	12,027,184
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12円67銭	12円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(千円))		
普通株式増加数(株)	158,174	63,299
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年7月3日

パレモ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 下津 和也

指定社員
業務執行社員

公認会計士 端地 忠司

監査人の結論

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパレモ・ホールディングス株式会社の2023年2月21日から2024年2月20日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年2月21日から2023年5月20日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年2月21日から2023年5月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められな
いかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書
において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の
注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められて
いる。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、
企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作
成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結
財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと
信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監
査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で
監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要
な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、
並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている
場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を
行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな
い。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。